

家事事件手続法制定をめぐる調停手続きに関する一考察

宮脇, 典彦 / MIYAWAKI, Norihiko

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

83

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

75

(終了ページ / End Page)

103

(発行年 / Year)

2016-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012864>

家事事件手続法制定をめぐる 調停手続きに関する一考察

宮 脇 典 彦

1 はじめに

昭和23（1948）年1月1日に施行された「家事審判法」（以下「旧法」）は、家事審判手続きだけでなく、家事調停手続きについても定めていた。旧法制定後、我が国の家族をめぐる社会状況、国民の法意識は著しく変化し、家族間の事件の中にも関係者の利害の対立が激しく解決困難な事件が増えてきたため、当事者自ら裁判の資料を提出したり、反論をするなど手続きに主体的にかかわるための機会を保障し、もって裁判の結果について当事者の納得を得られるように保障することが重要になってきた¹⁾。このような状況の中で、平成21（2009）年2月に法務大臣から法制審議会に対して「非訟事件手続法及び家事審判法の現代化を図るうえで留意すべき事項につき、ご意見を賜りたい」との諮問がなされ、法制審議会の下に「非訟事件手続法・家事審判法部会」が設置された。部会では33回の会議が開かれ、とりまとめられた要綱案が平成23（2011）年2月に法制審議会から法務大臣に答申された。この要綱案に基づいて法務省が作成した「家事事件手続法」（以下「新法」）が国会に提出され、平成23（2011）年5月19日に成立し、平成25（2013）年1月から施行された²⁾。

1) 参考文献〔5〕金子修編著『一問一答・家事事件手続法』3ページ

2) 参考文献〔6〕高田裕成編著『家事事件手続法』3～5ページ

法務省の立法担当者は、新法の見直しの要点として①当事者等の手続保証を図るための制度（審判等によって影響を受ける子の利益への配慮のための制度を含む）の拡充，②国民が家事事件の手続を利用しやすくするための制度の創設・見直し，③管轄・代理・不服申し立て等の手続の基本的事項に関する規定の整備，の3点を挙げている³⁾。

東京家庭裁判所では、新法の成立と上述の見直しの要点などを踏まえ、「当事者の納得と家庭裁判所への信頼（透明・適正な手続き，適正・迅速な紛争解決）」を目指すこととし，裁判官，書記官，調査官，調停委員等の関係者が検討を重ね，平成24（2012）年9月および同年10月以降の試行的運用期間を経た上で，施行後から現在の運用が開始されている⁴⁾。また，東京家庭裁判所は検討の一環として，東京三弁護士会の全面的な協力を得て，平成23（2011）年6月より調停申立書を相手方に送付するという試験的運用を開始し，平成24（2012）年3月以降平成25（2013）年3月まで，新法の運用に関して裁判官と三弁護士会所属の弁護士の間で合計11回意見交換会を行っている⁵⁾。

以上のように，東京家庭裁判所は新法運用をめぐり施行前からさまざまな検討を重ね，施行後にも改善に努めている。他方，弁護士会でも新法の研修会を行い⁶⁾，また実務の動向を検討する⁷⁾などしている。

本稿では，調停の進行を担う調停委員の見地から，新法施行をめぐる運用を中心に検討していきたい。なお，理解を深めるために，2件の模擬ケースを例示した。

3) 参考文献〔5〕金子修編著『一問一答・家事事件手続法』25ページ

4) 参考文献〔3〕小田正二「家事事件手続法の理念と家庭裁判所の実情」5ページ

5) 参考文献〔4〕小田正二「東京家裁における家事事件手続法の運用について－東京三弁護士会との意見交換の概要と成果を中心に－」25ページ

6) 参考文献〔7〕田村彰浩「家事事件手続法の制定を契機とした家事事件手続きの在り方」

7) 参考文献〔2〕大坪和敏「家事事件手続法の要点と同法施行に伴う実務の動向」

2 家事事件の概要と調停

家事事件は、①別表第1事件、②別表第2事件、③特殊調停事件、④一般調停事件、の4つに分けることができる。

2.1 家事審判事件

新法は、別表第1及び別表第2に掲げる事項並びに第2編「家事審判に関する手続き」に定める事項について審判する、と規定している（39条⁸⁾）。

①の別表第1事件は、新法の別表第1に掲げられている計134種類の事項（表1）であり、旧法では甲類事件と呼ばれていた。別表第1事件は、

表1 別表第1事件

カテゴリー	事項数
成年後見	16
保佐	19
補助	19
不在者の財産の管理	1
失踪の宣言	2
婚姻等	1
親子	6
親権	5
未成年後見	14
扶養	2
推定相続人の廃除	3
相続の承認及び放棄	7
財産分離	3
相続人の不存在	3
遺言	7
遺留分	2
任意後見契約法	11
戸籍法	4
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	1
児童福祉法	2
生活保護法等	1
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1
破産法	3
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律	1

8) 新法については法令名を示すことなく、「〇条」あるいは「〇条△項」と記す。

表2 別表第2事件

カテゴリー	事項
婚姻等	夫婦間の協力扶助に関する処分
	婚姻費用の分担に関する処分
	子の監護に関する処分
	財産の分与に関する処分
	離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定
親子	離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定
親権	養子の離縁後に親権者となるべき者の指定
	親権者の指定又は変更
扶養	扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消し
	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し
相続	相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定
遺産の分割	遺産の分割
	遺産の分割の禁止
	寄与分を定める処分
厚生年金保険法	請求すべき按分割合に関する処分
生活保護法等	扶養義務者の負担すべき費用額の確定

対立する当事者が話し合いにより解決する性質のものではなく、審判のみによって扱われる。

②の別表第2事件は、新法の別表第2に掲げられている計16種類の事項（表2）であり、旧法では乙類事件と呼ばれていた⁹⁾。別表第2事件は審判だけでなく、調停を申し立てることもできる。別表第2事件が審判として申し立てられた場合でも、裁判所は当事者の意見を聴いて、いつでも職権で事件を家事調停に付すことができる（274条）。

2.2 家事調停事件

新法は、第3編で家事調停に関する手続きを定めている。244条は、「家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（別表第1に掲げる事項についての事件を除く。）について調停を行うほか、この編の定めるところにより審判をする」と規定している。

9) 旧法で乙類事件とされていたもののうち、財産の管理者の変更など、扶養義務の設定と取消し、ならびに推定相続人の廃除と取消しが、新法では別表第2ではなく別表第1事件に分類された。

家事調停事件には、上記②の別表第2事件に加え、③特殊調停事件と④一般調停事件がある。

③の特殊調停事件は、旧法では23条事件と呼ばれていた。協議離婚の無効確認、親子関係の不存在確認、嫡出否認、認知など、人事に関する訴え（離婚と離縁を除く）を提起することができる事件のうち、当事者間に申立ての趣旨のとおり審判を受けることについて合意が成立しており、当事者の双方が申立てに係る無効や原因について争わない場合、家庭裁判所が必要な事実の調査をした上で当事者間の合意が正当と認めるときに、合意に相当する審判をすることができる（277条）。特殊調停事件では調停が先行して行われ、裁判官は調停委員の意見を聴いて、合意に相当する審判を行う。

④の一般調停事件は、家庭に関する紛争のうち、別表第2調停事件と特殊調停事件以外のすべての事件を指す。離婚や離縁、慰謝料の請求、離婚後の紛争、協議離婚無効確認、親族間の紛争などが挙げられる。

2.3 家事調停の進行と終了

家事調停事件が申し立てられると、家庭裁判所は調停委員会で調停を行うこととなる（247条）¹⁰⁾。調停委員会は、裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織され、調停委員は家庭裁判所が各事件について指定する（248条）¹¹⁾。

裁判官は担当するいくつかの案件が同時に進行しているため、調停委員が双方の当事者それぞれから主張を聴取し、相手当事者にその内容を伝えながら調整を図っていく。家事調停の手続は調停委員会を組織する裁判官が指揮する（259条）ため、調停委員は必要に応じて裁判官と評議しつつ調

10) 247条はさらに「ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、裁判官のみで（調停を）行うことができる」と定めている。

11) 調停委員会のほとんどは、裁判官と男女1名ずつの調停委員の3名で組織される。調停委員は非常勤職であり、任免に関して必要な事項は裁判所規則で定められている（249条）。

停を進行させる。

調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときには、調停が成立したものとみなし、確定判決（別表第2事件については確定審判）と同一の効力を有することになる（268条）。

一方で、調停委員会は当事者間に合意が成立する見込みがない、あるいは成立した合意が相当でないと認める場合には、不成立として調停事件を終了させることができる（272条）。調停委員会が、性質上調停を行うのに適当でない、あるいは当事者が不当な目的でみだりに調停の申立てを行ったと認めるときは、調停をしないものとして事件を終了することができる（271条）。また、家事調停の申立ては、事件が終了するまで、その全部または一部を取り下げることができる（273条）。

別表第2事件の調停が不成立となった場合には、家事調停の申立ての時に家事審判の申立てがあったものとみなし（272条）、自動的に審判に移行する。別表第2事件以外の調停事件が不成立で終了した場合には、人事訴訟などによって解決することになる。

2.4 調停前置主義

新法は「第244条の規定により調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならない」と定めている（257条）。別表第1事件は調停に付されないし、別表第2事件も訴訟ではなく審判事件であるので、257条の規定から除外される。結果として、特殊調停事件と一般調停事件が調停前置主義の対象となる。特殊調停事件や一般調停事件が家事調停の申立てを行うことなく訴訟が起こされた場合は、裁判所は職権で家事調停に付すことになるが、裁判所が事件を調停に付すことが相当でないと認めるときはこの限りではない（257条2項）。当事者の一方が行方不明である場合や、何らかの障害によって調停での解決が見込まれない場合などが、調停前置主義の例外にあたる。

離婚や離縁も調停前置主義の対象事件なので、協議離婚が整わない場合には、離婚を求める当事者は訴訟を起こす前に調停を申し立てなければならない。

2.5 データからみる調停の概要

図1は、平成元（1989）年から平成26（2014）年までの全裁判所の家事調停事件の総新受件数と、別表第2事件と別表第2事件以外の件数の内訳である¹²⁾。平成25（2013）年の全家庭裁判所の総新受件数137,214件のうち、別表第2調停事件が75,973件（55.4%）、合意に相当する審判事件（特殊調停事件）が4,029件（2.9%）、一般調停事件が57,212件（41.7%）である。全調停事件の中で最も新受件数が多いのは婚姻中の夫婦間の事件で、47,691件と総新受件数の34.8%、一般調停事件の中では実に83.4%を占めている。

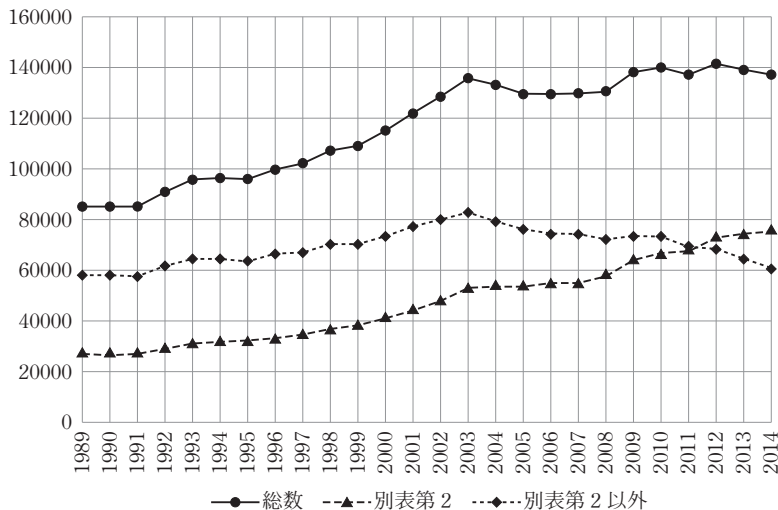


図1 全裁判所の家事調停事件の総新受数と内訳

12) 統計資料〔2〕最高裁判所「司法統計（年報）」より、3家事編の第1表「家事事件の種類別新受、既決、未済件数」（平成26年）を用いて作成した。

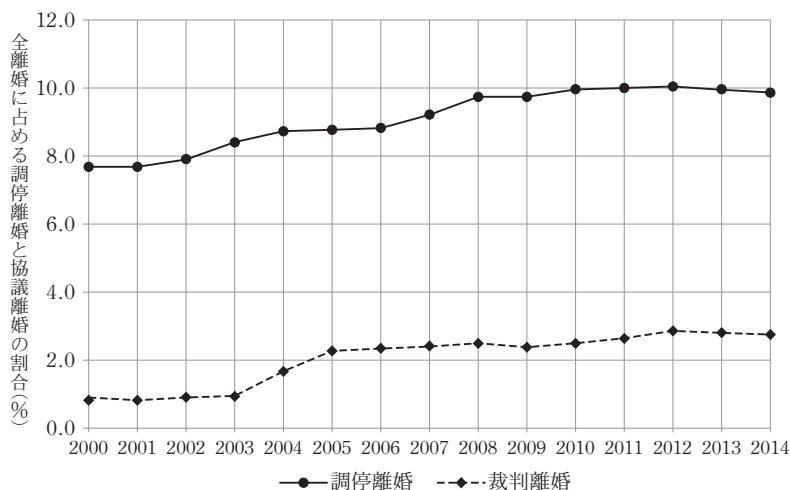


図2 全離婚に占める調停離婚と裁判離婚の割合 (%)

図2に、平成12（2000）年から平成26（2014）年までの全離婚件数に占める調停離婚と裁判離婚（審判離婚を含む）の割合を示した¹³⁾。平成26（2014）年では、離婚総数222,107件のうち、協議離婚は194,161件（87.4%）、調停離婚は21,855件（9.8%）、裁判離婚は6,091件（2.7%）となっている。調停離婚の割合は平成23（2011）年以降ほぼ10.0%で推移していたが、平成26（2014）年に0.2ポイント下がった。

調停前置主義に基づき、離婚事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に調停の申立をしなければならない。「婚姻中の夫婦間の事件」の多くは協議離婚が整わない結果申し立てられるので、当事者間の対立が深く、成立させることが他の事件に比べ難しい、というのが多くの調停委員に共通する認識だと思われる。そこで調停事件の「成立割合」を、成立件数と不成立件数の合計に占める成立件数の割合と定義して、全ての

13) 統計資料〔3〕「人口動態調査」上巻 離婚 表10.4の「離婚の種類別にみた年次別離婚件数及び百分率」を用いて作成した。

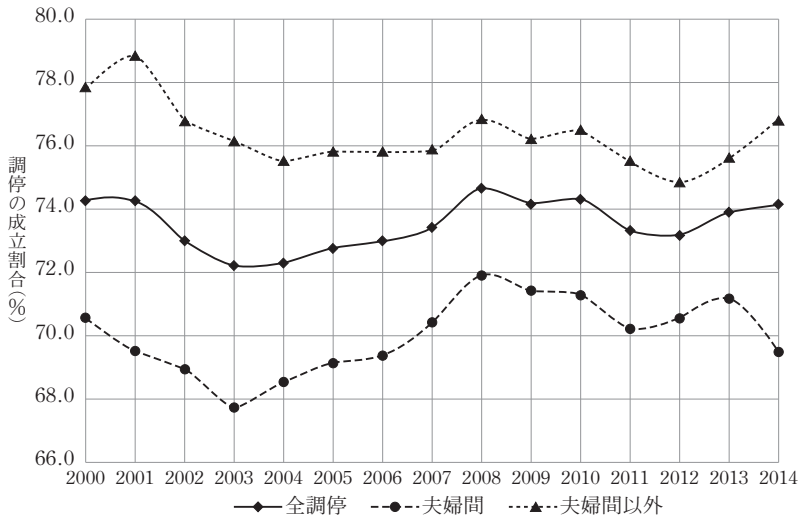


図3 全裁判所の夫婦間とそれ以外の事件の成立割合

調停と、その中に占める婚姻中の夫婦間の事件と婚姻中の夫婦間以外の事件の内訳別の、平成12（2000）年から平成26（2014）年までの全裁判所の成立割合の推移を図3に示した¹⁴⁾。3本のうち中央の線が全ての調停、下側の線が婚姻中の夫婦間の事件、上側の線が婚姻中の夫婦間以外の事件である。

平成26（2014）年の実数を挙げると、婚姻中の夫婦間の事件の成立件数が25,660件、不成立件数が11,227件で成立割合は69.6%であるのに対し、婚姻中の夫婦間以外の事件の成立件数は47,477件、不成立件数は14,338件で、成立割合は76.8%となっている。この年の後者と前者の成立割合の差が7.2ポイントとやや開いているだけでなく、図3にみられるように、婚姻中の夫婦間の事件の成立割合は婚姻中の夫婦間以外の事件の成立割合に比

14) 統計資料〔2〕最高裁判所「司法統計（年報）」3家事編の「第4表 家事調停事件の受理、既済、未済手続別事件別件数」（平成12年～26年）を用いて作成した。

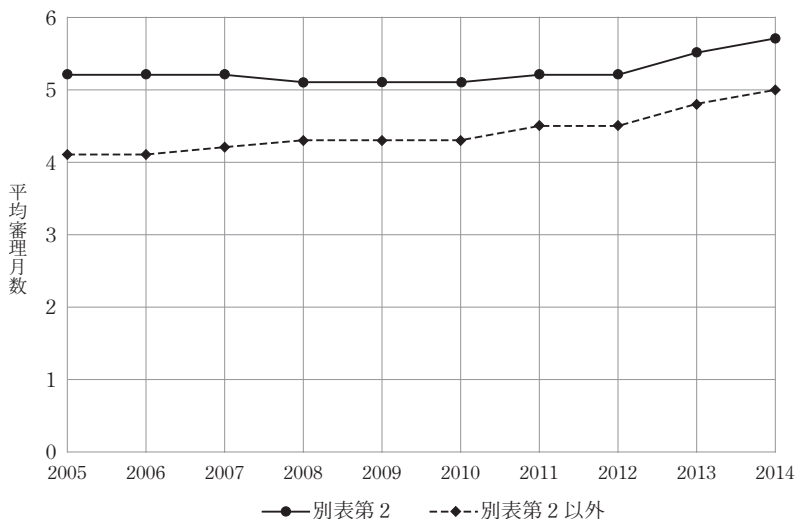


図4 全裁判所の調停の平均審理月数

べ、全ての年で低くなっている。

図4に、平成12（2000）年から平成26（2014）年までの全家庭裁判所の別表第2調停事件とそれ以外の調停事件の平均審理月数を示した¹⁵⁾。新法が施行された平成25（2013）年以降、別表第2調停事件とそれ以外の事件両方の審理期間が徐々に長期化してきている。

3 新法における調停手続きの見直しの意義

本節では、新法において新設もしくは変更された、申立書の写しの相手方への送付、遠隔地の当事者に対する電話会議システムの導入、および調停に代わる審判の適用範囲の別表第2事件への拡大に加え、新法導入に伴

15) 統計資料「1」最高裁判所「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第6回）」の「4.家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等」における図5および図6より作成した。

い東京家庭裁判所が手続きの変更の一環として行った書式の整備と双方立会手続について、その意義を確認していく。

3.1 書式の整備と申立書の写しの送付

家事調停の申立ては、申立書を家庭裁判所に提出してしなければならない（255条1項）。申立書には、①当事者及び法定代理人②申立の趣旨及び理由の2つの事項を記載しなければならない（同条2項）。

東京家庭裁判所では、新法の施行に合わせ各種書式の整備を行うとともに、夫婦関係や男女関係に関する調停（9種類）、親族関係に関する調停（2種類）、子どもに関する調停（9種類）、相続に関する調停（4種類）の全24種類の事件について、ウェブサイトから入手できるようにした¹⁶⁾。

資料1は、夫婦関係等調整事件（離婚・離縁または円満解決）の申立書である。一般に当事者とは、申立てをおこなう申立人と申立ての相手となる相手方を指すが、親権者には扶養の義務があり、また離婚する場合には親権者を決める必要があるため、未成年の子が当事者に含まれる。申立書の1ページ目で申立人、相手方と未成年の子を特定し、2ページ目に申立ての趣旨と申立ての理由を記述する。申立の趣旨では、円満調整か離婚（または内縁関係の解消）かを選択し、離婚（または内縁関係の解消）を求める場合には、付随申立てとして未成年の子の親権者、面会交流、養育費、財産分与、慰謝料、年金分割、その他の内容を記述できる。申立ての理由としては、同居・別居の時期と申立ての動機を記載するようになっている。

一方、別表第2事件の遺産分割では、相続人である申立人、相手方の他に、亡くなられた被相続人も当事者である。申立ては当然ながら被相続人の死亡が原因となっているので、申立ての趣旨は調停と審判のいずれを選ぶかだけである。申立ての理由の最初の項目は遺産の種類及び内容であり、遺産目録を別紙として添付する。その後に被相続人の債務、特別受益、遺

16) <http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/syosiki02/> よりダウンロードできる。

言、遺産分割協議書の有無を記し、最後に申立ての動機を記載する。

夫婦関係調整事件や遺産分割事件などでは、申立書のほかに資料2のような事情説明書の提出が求められる。一方、申立書を受け取った相手方には答弁書が同封され、事前に裁判所に自分の考えを記載し通知することができる。

また、申立人と相手方双方には、裁判所から事件の概要、手続きの流れ、申立時及び進行中の提出書類と提出方法、その他手続きに関する重要な事項に関する説明が記載されている「手続説明書面」が交付または送付される¹⁷⁾。

家事事件における手続上の行為を手続行為と定めており（17条）、本人に代わって手続行為を行うことが手続代理であり、法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほかは、家庭裁判所が許可する場合を除き、弁護士でなければ手続代理人となることはできない（22条）。手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受けることができる（24条）。弁護士に手続代理人を依頼する場合には、代理人と委任内容を記した手続代理委任状が裁判所に提出される。また申立て前に手続代理人を委任した場合は、弁護士が申立書を作成することも多い。この場合には、裁判所が整備した申立書ではなく、弁護士が独自に作成した申立書が提出されることもある。

多くのケースでは、第1回目の調停で原則として当事者および手続代理人全員が同席のもとで、調停委員から調停についての一般的な説明を行った後、先に申立人側から、続いて相手方から、それぞれ30分程度かけて調停に到るまでの経緯や主張を聴取し、その後交互に調停室に入室いただき、相手当事者の主張を伝えるとともに調整を図っていく¹⁸⁾。稀にはあるが、

17) 参考文献〔1〕岩田淳之「東京家庭裁判所における家事事件手続法施行を契機とした運用について」24ページ

18) 調停の一般的な説明は、暴力を伴う事件や精神的に恐怖を感じる当事者がいる案件などでは、個別に行う場合もある。

相手方らが利害の反する複数のグループに分かれている案件では、グループごとに別々に入室いただくこともある。

旧法では、相手方には申立の内容について事前に通知されなかったため、相手方は申立人の主張を第1回目の調停で初めて知ることとなっていた。

新法では、第256条1項で「家事調停の申立てがあった場合には、家庭裁判所は、申立てが不適法であるとき又は家事調停の手続の期日を経ないで271条の規定により家事調停事件を終了させるときを除き、家事調停の申立書の写しを相手方に送付しなければならない。ただし、家事調停の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、家事調停の申立てがあったことを通知することをもって、家事調停の申立書の写しの送付に代えることができる」と定めている。申立書を相手方に送付することによって相手方が感情的に刺激され、その後の調停を円滑に進めることができないと判断される場合などを除き、申立書は原則として相手方に送付される。

3.2 情報の共有化

254条1項は、「当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事調停事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事調停事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる」（254条1項）と定めており、裁判所は「相当と認めるときは、これを許可することができる」（254条3項）とされている。事情説明書ならびに答弁書は事前に双方に送付されることはないが、調停開始後に提出される文書を含め、閲覧またはコピーの対象となる。

他方、期日出席の見通しや暴力の可能性、その他裁判所へ配慮を求めることなどを聴取するために、双方に進行照会回答書の提出が求められるが、進行照会回答書は閲覧またはコピーの対象にはならない。

調停では、原則として当事者全員が同じ情報を共有することが望ましい

が、一方当事者が他方当事者に対して非開示を希望する場合には、東京家庭裁判所は非開示申出書に必要事項を記載したうえで、該当する文書とともにステープラーで閉じて提出するよう求めている。ただし、この手続きは新法に規定されているものではなく、東京家庭裁判所が進行上定めている手続きであり、非開示が申し出られた文書であっても裁判所が認める場合には閲覧またはコピーの対象となるので、注意が必要となる。

また東京家庭裁判所は新法の施行とともに、透明・適切な手続きの一環として、それぞれの期日の調停の冒頭に前回（まで）の調停で確認された内容、当日の進行予定などを説明し、調停の最後に双方当事者の当日の主張と合意・対立点および次回期日までの検討課題に加え、必要に応じて調停委員会の認識や提案などを、全ての当事者と代理人が同席で確認する双方立会手続説明を導入した。

旧法の下では、申立人と相手方が同席して手続説明を行うことはなかったため、調停委員が申立人と相手方それぞれにややニュアンスが異なる厳しい内容を伝え、次回期日に双方とも自分たちが有利になったとの認識を抱く形で歩み寄りを図ることが可能であったが、双方立会手続の導入でこういった手法は不可能となり、当事者間の情報の透明性は飛躍的に高まった。当初は腕の見せ所が無くなったと感じた調停委員が皆無ではなかったが、現在は東京家庭裁判所の目的を十分理解、認識して調停に臨んでいる。

3.3 電話会議システムの導入

新法では、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法（電話会議システムなど）を用いて調停を行うことが可能となり（54条、258条1項）、遠隔地に居住する当事者や代理人は、調停を管轄する家庭裁判所に赴くことなく調停に参加できるようになった。ただし、離婚又は離縁についての調停事件と合意に相当する審判の成立には、電話会議システムを用いることはできない（268条3項、277条2項）。

電話会議システムでの調停を行う場合、実際に当事者が参加していること、当事者以外の第三者が同席していないこと、の2点の確認が必要となる。手続代理人が選任されている場合には、手続代理人の弁護士事務所の固定電話に管轄裁判所からダイヤルする方法が一般的である。手続代理人が選任されていない事件では、当事者本人に住居地の最寄りの家庭裁判所に来ていただき、電話会議システムを用いた調停の冒頭で調停委員会が当該家庭裁判所職員の協力を得て本人確認を行う、という方法がとられる¹⁹⁾。実際には本人確認と事情聴取を直接面談の上行うため、1回目の調停には管轄する家庭裁判所に来ていただき、2回目以降の調停で電話会議システムを用いるかどうかを、裁判官が中心となって調停委員会が慎重に判断している。具体例として、以下の〈模擬ケース1〉を示そう。

〈模擬ケース1〉

1. 事件名 遺産分割事件
2. 被相続人 申立人Aの夫(93歳)
3. 当事者 申立人 被相続人の妻A(89歳) 福岡県在住
相手方 被相続人の養父と非婚姻関係の女性との娘B(80歳) 東京都在住
4. 遺産 マンション1室(福岡県 固定資産税評価350万円)、預貯金(940万円)
5. 主張 申立人Aがマンション並びに預貯金を取得し、相手方に法定相続分通り代償金を支払う。
6. 背景 申立人Aは意思を表明することはできるが、要介護者で施設に入居している(医師からの診断書あり)。被相続人は2年前に死去したが、申立人との間に子はなく、B以外に

19) 参考文献〔4〕小田正二「東京家裁における家事事件手続法の運用について―東京三弁護士会との意見交換の概要と成果を中心に―」39ページ

被相続人の実父母との間に3人の兄弟（全血）、実母と後夫との間に3人の兄弟（半血）があり、これら6人の兄弟の代襲相続人を含め12名の相続人に申立人手続代理人が働きかけ、調停開始前に全員が申立人に相続分を譲渡した。

残された相続人は被相続人の養子先の養父と非婚姻関係にあった女性との間の娘B（相手方）だけであるが、Bは認知症のため判断能力がないことが判明している。

7. 経過

- 第1回目 初回であるため、申立人手続代理人に東京家庭裁判所までご足労いただいた。相手方は欠席。調停開始前に申立人手続代理人に送付された申立人に相続分を譲渡する旨の文書と印鑑登録証明書（12名分）の原本を確認した（申立時にはコピーが提出されていた）。申立人手続代理人によると、申立直後に相手方の長女と連絡がとれ、相手方本人が認知症であることが確認できたとのこと。申立人手続代理人に相手方の成年後見開始の審判の申立てを行うよう依頼し、審判決定後に次回調停を行えるよう、余裕をもって次回期日を設定した。
- 第2回目 （申立人手続代理人の弁護士事務所と電話による調停）相手方Bの成年後見人C（司法書士）が調停に出席した。Cはマンション評価に固定資産税評価額を適用することについて、念のため家庭裁判所の後見係に確認したいと要望したため、次回期日を設定した。
- 第3回目 （申立人手続代理人の弁護士事務所と電話による調停）相手方Bの成年後見人Cが調停に出席し、マンションの評価を申立人側の主張通り350万円とすることの了解が得られた。その結果、申立人Aが被相続人のすべての遺産を取得し、相手方Bに32万2500円の代償金を支払うという内容で

調停が成立した。

3.4 調停に代わる審判

調停に代わる審判の制度自体は旧法24条にも規定されていたが、同条2項で乙類に規定する審判事件の調停には適用しないこととなっていた。一方で、乙類事件のひとつの遺産分割事件など多くの当事者がいる事件では、答弁書や調査官調査などを通じて意思は示しているものの裁判所からの呼び出しに応じない当事者が存在し、あるいは合意には反対していないものの出席のメリットが無く、調停の途中から当事者の一部が出席しなくなってしまうことがあった²⁰⁾。

そこで新法では、一般調停事件に加え、別表第2事件にも調停に代わる審判を適用できるようにした(284条1項)。ただし、合意に相当する審判がなされる特殊調停事件には、調停に代わる審判を適用することはできない(284条1項ただし書き)。不成立になると別表第2調停は審判に、一般調停では裁判に移行し、当事者双方にとってさらに多くの時間と労力を要するばかりでなく、双方が経済的損失を招く結果となりかねない。調停に代わる審判は、調停に出席しない相手方が存在する事件だけでなく、一部当事者のプライドや当事者間の反目によって主張にわずかの差しかないのに合意できない事件、調停に参加できない配偶者や関係者が背後にいて当事者の意思だけでは合意できない事件などで広く適用され、訴訟や審判に移行する場合に比べ双方当事者にとって有益な形で終了するケースが少なくない。

一方で当事者は、調停に代わる審判に対し告知を受けてから2週間以内に家庭裁判所に異議を申し立てることができる(279条1項および2項)た

20) 離婚及び離縁を除く調停事件では、遠隔地に居住し調停への出席が困難な当事者が提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が家事調停の手続の期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなすことができる(270条)が、書面による受諾には該当する当事者の積極的な協力が必要となる。

1. 事件名	遺産分割事件
2. 被相続人	申立人Dと相手方Fの実母で申立人Eの養母（87歳）
3. 当事者	申立人 被相続人の長女D（63歳）群馬県在住 被相続人の養子でDの夫E（65歳）群馬県在住 相手方 被相続人の次女F（57歳）東京都在住
4. 遺産	土地と家屋（群馬県）、預金1240万円、Eが保管する現金640万円
5. 主張	すべての遺産を申立人らが取得し、相手方に法定相続分通り代償金を支払う。
6. 背景	被相続人の夫は7年前に死去し、その後被相続人は単独で夫が残した群馬県の自宅で暮らしていた。申立人夫妻は横浜にE名義の自宅をもっていたが、被相続人が死亡する2年前に会社を退職するとともに自宅を売却し、群馬県に引っ越し被相続人と同居した。
7. 経過	
第1回目	（相手方Fが申立人D、Eとの同席を強く拒んだため、冒頭の調停の一般的説明を個別に行い、双方立会手続説明は2回目以降も行わないこととした。）相続人の範囲が申立人D、Eと相手方Fの3名であることを確認。申立人らが提出した遺産の範囲を相手方に確認するよう依頼。第1回目ではあったが、相手方から不動産は申立人が取得し、代償金を受け取りたいとの意向が示された。申立人側から、土地

と家屋の評価として固定資産税評価格（合計2470万円）を用いたいとの主張があり、この件について相手方に検討を求めた。

第2回目 相手方Fから新たな遺産の提示はなく、遺産の範囲が確定した。相手方Fに、土地と家屋について申立人D、Eが主張する固定資産税評価格を用いると遺産総額は4350万円となり、申立人側が支払う代償金は相手方Fの法定相続分（ $1/3$ ）である1450万円となることを伝えた。土地と家屋の評価格について合意するため、相手方Fに不動産業者による評価などの資料を次回持参するよう依頼した。相手方Fからは存命時の被相続人に対する申立人らの非情な処遇や、被相続人死後の申立人ら、特にEの相手方に対する不当な態度について強い不満が述べられた。

第3回目 相手方Fは不動産の評価を自ら示すことなく、突然代償金2200万円を主張し始めた。調停委員からその理由を尋ねても答えようとせず、さらには根拠を示すことなく「申立人らが被相続人から生前多額の援助をしてもらっていたにもかかわらず、被相続人をともに扶養しなかった」との非難を繰り返し述べた。

第4回目 相手方Fは今回も冒頭から申立人らへの批判を繰り返し、代償金2200万円を主張し続けた。調停委員への応答の中で、被相続人の面倒をみなかった（と相手方Fが主張する）Eが、父親が母親に遺した土地や家屋を取得することが不満で、遺産総額の $1/2$ の2175万円を念頭に代償金2200万円を主張していることが判明した。申立人D、E両人は相手方Fの度重なる申立人らへの非難に激怒し、法定相続分以上の代償金を支払う意思は全くないと主張した。裁判官と評議のうえ、①次回相手方から不動産評価格の提示が無い時

には申立人の主張する固定資産税評価を使わざるを得なくなる事、②申立人らが認めないと主張しているので相手方Fの法定相続分を超える代償金を申立人らが支払うことを合意することは不可能であること、③自ら合意できないのであれば「調停に代わる審判」という制度があること、の3点を相手方Fに、続いて申立人D、Eに説明した。

第5回目

相手方Fは、不動産について自分では調査ができないので、土地と家屋の評価は申立人らが主張する固定資産税評価額の2470万円で合意するが、法定相続分通りの代償金を受け入れることはこれまでの経緯からできないと強く主張し、裁判官が自分の主張を聞き届けてくれると信じ、調停を不成立として審判に移行すること求めた。その一方で、被相続人と申立人Eの養子縁組については法的に認めざるを得ないため、相手方Fは不当な主張をしていることは自覚している様子であった。

相手方Fが合意に強い難色を示したため、裁判官と今後の進行について評議した。評議後裁判官から相手方Fに、本調停が不成立になって審判移行しても、法を遵守する裁判官として相手方Fに法定相続分を超える代償金を認めることはできないと伝え、法定相続分通りの分割を自ら合意できないとしても、調停に代わる審判を受け入れることができないかと尋ねた。相手方Fが裁判官の提案を受け入れ早い解決を望んだため、「申立人Dが1,240万円の預金と家屋、Eが現金640万円と土地を取得し、Eが相手方Fに代償金1,450万円を支払う」という内容を双方に確認し、調停に代わる審判に移行することで調停を終了した。

4 調停委員の忌避

新法は、事件の当事者が配偶者や血族、姻族であった場合など一定の要件を有する裁判官が除斥されること（第10条）、および裁判または調停の公正を妨げる事由があるときに当事者が忌避することができること（第11条）を定めている。裁判所書記官、参与員、ならびに家事調停官（最高裁判所から任命され、裁判官と同等の権限をもって調停手続を主宰する弁護士）については、裁判官と同様に除斥と忌避が定められている（第13条～15条）が、家庭裁判所調査官及び家事調停委員については、旧法にはなかった除斥の規定（第16条）は新設されたが、忌避については定められなかった。

調停委員に忌避が規定されなかったことについて、弁護士の増田勝久氏は「家事調停委員に関しては、合意しなければよいのだから忌避制度は必要ないとも言われていますが、合意の成立に向けた過程、すなわち当事者が意思形成をしていく過程で、不公平な手続進行があってはならないと思うことと、新法の260条で一定の手続上の裁判に関する権限が認められていることから、合意しなければよいというというのは理由にないと思います」と述べられている²¹⁾。

当事者が担当書記官や裁判官に調停委員の非を訴え、交代を求める事態は現実には発生する。その場合には、調停委員に忌避の制度が無い場合、裁判官が調停委員に当事者の訴えについて確認を求めた上で、場合によって当事者からも事情を聴取し対処することになる。裁判官が、当事者の主張の全部または一部が正当であると判断した場合には、今後の調停の進行について当該調停委員に注意し、それでも改善が図られていないとの訴えが続く場合には、当該調停委員が交代するという事態に発展することも考えられる。一方、当事者の主張が正当なものでないと判断すれば、裁判官は

21) 参考文献〔6〕高田裕成編著『家事事件手続法』57ページ

当該当事者に調停委員を通じて間接的に、あるいは直接面談の上説明するなどして、調停委員と当該当事者との関係の修復を図ることになる。

調停事件の大多数は、当事者間で解決を得られなかった結果申立てられる。夫婦関係調整での離婚の申立てでは、協議離婚の話し合いが決裂し当事者間での感情のもつれが高まっている案件がある一方、まったく離婚を予期していなかった相手方が裁判所から突然申立書と調停期日通知書が送付され、なぜ申立人が突然離婚を求めてきたのか戸惑いながら調停に臨むケースもある。夫婦間で同じ時刻に同じ場所で起きた出来事でも、妻は「怒鳴られたり殴られたりして恐怖を感じた」と話し、夫は「大きな声で話し妻を軽く押しただけである」と主張するなど、両者の認識に大きな隔たりがあり、被害にあったと主張する妻の認識を夫に理解してもらうため調停委員が大変苦勞することがある。

遺産分割事件では、親族間での遺産の分割方法をめぐる話し合いが拗れ、あるいは親族間の関係が被相続人の死亡前に悪化しており、何ら話し合いが行われることがないまま調停が申立てられるなど、当事者間に大きなわだかまりが生じているケースが少なくない。

調停委員がその職務にしたがい中立的な立場で調停を進行しても、申立人と相手方が過去の経緯について全く異なる認識をもっているため、双方ともが調停委員が公平ではなく自身に不利な進行になっていると不満を抱くケースが少なくない。こういった状況から、調停委員に忌避を導入すると、調停の場で常時接する調停委員の進行に不満を抱く当事者が、無用に調停委員を忌避する事態が生じかねない。

一方で、ナイーブな家事問題を話し合いによって解決する家事調停委員に忌避の制度を導入して簡易却下などの手続きにより対応しても、当事者の調停委員への信頼が回復されなければ、その後の調停が円滑に進行するとは到底思われない。したがって、家事調停委員に忌避制度を導入しなかったことは正当だと評価されるべきであろう。

だからといって、調停委員は新法に忌避制度が無いことに胡坐をかいて

はいけない。常に公正中立な立場から、真摯に当事者の主張に耳を傾け、謙虚に調停を進行することを常に心がけるべきである。

5 終わりに

新法の導入にあたっては、家庭裁判所裁判官、法務省の立法責任者、弁護士ならびに研究者の立場から、さまざまな議論や検討がなされてきた。これらの先行研究を基に本稿では、開始から終了まで当事者に直接接しながら調停を進行する調停委員の立場から、新法施行をめぐる制度の新設、変更や運用に加え、調停委員の忌避について述べてきた。

データから一つ注目されるのは、平成24（2012）年までに比べ平成25（2013）年と平成26（2014）年の全事件の成立割合が図3の通り高くなっているのに対して、図4にみられるように平均審理月数が延びている点である。平成25（2013）年以降の平均審理月数の延びと成立割合の上昇は、平成25（2013）年1月1日の家事事件手続法施行とそれに伴う運用の変更によるものであろうか。現段階で軽々に判断できるものではないものの、今後の推移を見守りたい。

当事者の多くが、緊張の中第1回目の調停を迎える。調停委員の最初の任務は、当事者の緊張を和らげ、当事者と調停委員の間に一定の信頼感を醸成することによってその後当事者間の話し合いが円滑に行われるよう、環境を整えることである。

申立書、事情説明書や答弁書により、DVを含め当事者の中で暴力を振るう可能性がある判断される場合には、家庭裁判所は当該事件を担当する調停委員も交えて対応を検討するとともに、裁判所内で問題が生じないよう十分な体制をとる。事前に何ら問題ないと思われた事件の中でも、調停中に当事者の感情が高まり、大声を出したり泣きわめいたり、時には暴れだすという事態すら発生する。こういった場合には、相手当事者はもちろん、調停委員や裁判所職員も大きな緊張を強いられる。

調停が進行するとともに、調停委員は当事者の主張を整理し、申立人と相手方の主張の乖離を埋めるべく懸命に努める。その結果合意を得て調停が成立し終了したときの安堵感は大いだが、一方で不成立に終わった案件では、調停の進行に不手際がなかったか、よりよいアドバイスをして合意形成ができなかったかなど、調停後も悩み反省することになる。

本稿で述べたように、当事者間の情報の共有化や透明性が高まり、また調停に代わる審判の適用が別表第2事件にも拡大され、調停での合意は難しいものの裁判官の判断であれば受け入れてもいいと考える当事者にとって有益な結果で終了するなど、新法施行の意義は大い。平成25（2013）年1月に施行された家事事件手続法の下、東京家庭裁判所を含む全国の裁判所がその運用の改善に今後も務め、調停委員が研修や実践を通じて自らの知識や能力を磨くことによって、家事調停が果たす社会への貢献の質が更に高まることを期待したい。

参考文献

- [1] 岩田淳之「東京家庭裁判所における家事事件手続法施行を契機とした運用について」判例タイムスNo.1394 p18-48, 2014年
- [2] 大坪和敏「家事事件手続法の要点と同法施行に伴う実務の動向」LIBRA Vol.12 No.12 p2-14, 2012年
- [3] 小田正二「家事事件手続法の理念と家庭裁判所の実情」北野俊光・梶村太市編『家事・人訴事件の理論と実務〔第2版〕』所収 民事法研究会, 2013年
- [4] 小田正二「東京家裁における家事事件手続法の運用について－東京三弁護士会との意見交換の概要と成果を中心に－」判例タイムス No.1396 p25-60, 2014年
- [5] 金子修編著『一問一答・家事事件手続法』商事法務, 2012年
- [6] 高田裕成編著『家事事件手続法』有斐閣, 2014年
- [7] 田村彰浩「家事事件手続法の制定を契機とした家事事件手続きの在り方」LIBRA Vol.13 No.3 p42-53, 2013年

統計資料

- [1] 最高裁判所「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第6回）」平成27（2015）年
http://www.courts.go.jp/about/siryo/hokoku_06/index.html
- [2] 最高裁判所「司法統計（年報）家事事件編」平成12（2000）年～平成26（2014）年
http://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search
- [3] 厚生労働省「人口動態統計」平成26（2014）年
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001137970>

夫婦 (1/2)

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。
この申立書とともに相手方送付用のコピーを提出してください。

※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号（1又は2、付随申立てについては(1)～(7)）を○で囲んでください。
□の部分は、該当するものにチェックしてください。
☆ 付随申立ての・を選択したときは、年金分割のための情報通知書の写しをとり、別紙として添付してください（その写しも相手方に送付されます。）。

申 立 て の 趣 旨	
円 満 調 整	関 係 解 消
※ 1 申立人と相手方間の婚姻関係を円満に調整する。 2 申立人と相手方間の内縁関係を円満に調整する。	※ 1 申立人と相手方は離婚する。 2 申立人と相手方は内縁関係を解消する。 (付随申立て) (1) 未成年の子の親権者を次のように定める。 _____については父。 _____については母。 (2) (□申立人／□相手方)と未成年の子が面会交流する 時期、方法などにつき定める。 (3) (□申立人／□相手方)は、未成年の子の養育費として、 1人当たり毎月(□金_____円 / □相当額) を支払う。 (4) 相手方は、申立人に財産分与として、 (□金_____円 / □相当額) を支払う。 (5) 相手方は、申立人に慰謝料として、 (□金_____円 / □相当額) を支払う。 (6) 申立人と相手方との間の別紙年金分割のための情報 通知書(☆)記載の情報に係る年金分割についての請求 すべき按分割合を、 (□0.5 / □(_____))と定める。 (7)

申 立 て の 理 由	
同居・別居の時期	
同居を始めた日……昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	別居をした日……昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
申 立 て の 動 機	
※ 当てはまる番号を○で囲み、そのうち最も重要と思うものに◎を付けてください。	
1 性格があわない 5 性的不調和 8 精神的に虐待する 11 同居に応じない	2 異 性 関 係 6 浪 費 す る 9 家族をすべてかえりみない 12 生活費を渡さない 3 暴力をふるう 7 病 気 10 家族と折合いが悪い 13 そ の 他 4 酒を飲みすぎる

資料2 事情説明書（夫婦関係調整）

平成 年（家 ）第

号（期日通知等にかかれた事件番号を書いてください。）

事情説明書（夫婦関係調整）

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックを付け（複数可）、必要事項を記入の上、申立書とともに提出してください。

なお、この書類は、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

1 この問題でこれまでに家庭裁判所で調停や審判を受けたことがありますか。	☐ ある 平成 年 月頃 家裁 支部 ・ 出張所 ☐ 今も続いている。 申立人の氏名 _____ 事件番号 平成 年（家 ）第 号 ☐ すでに終わった。 ☐ ない					
2 調停で対立すると思われることはどんなことですか。（該当するものに、チェックしてください。複数可。）	☐ 離婚のこと ☐ 同居または別居のこと ☐ 子どものこと（ ☐ 親権 ☐ 養育費 ☐ 面会交流 ☐ その他 _____） ☐ 財産分与の額 ☐ 慰謝料の額 ☐ 負債のこと ☐ 生活費のこと ☐ その他（ _____ ）					
3 それぞれの同居している家族について記入してください（申立人・相手方本人を含む。）。 ※申立人と相手方が同居中の場合は申立人欄に記入してください。	申立人（あなた）		相手方			
	氏 名	年齢・続柄	職業等	氏 名	年齢・続柄	職業等
4 それぞれの収入はどのくらいですか。	月収（手取り） 約 万円		月収（手取り） 約 万円		月収（手取り） 約 万円	
	賞与（年 回）計約 万円		賞与（年 回）計約 万円		賞与（年 回）計約 万円	
	☐ 実家等の援助を受けている。月 万円		☐ 実家等の援助を受けている。月 万円		☐ 実家等の援助を受けている。月 万円	
	☐ 生活保護等を受けている。月 万円		☐ 生活保護等を受けている。月 万円		☐ 生活保護等を受けている。月 万円	
5 住居の状況について記入してください。	☐ 自宅 ☐ 当事者以外の家族所有 ☐ 賃貸（賃料月額 円） ☐ その他（ _____ ）		☐ 自宅 ☐ 当事者以外の家族所有 ☐ 賃貸（賃料月額 円） ☐ その他（ _____ ）			
6 財産の状況について記入してください。	・ 資産 ☐ あり ☐ 土地 ☐ 建物 ☐ 預貯金（約 万円） ☐ その他 ※具体的にお書きください。 （ _____ ） ☐ なし ・ 負債 ☐ あり ☐ 住宅ローン（約 万円） ☐ その他（約 万円） ☐ なし		・ 資産 ☐ あり ☐ 土地 ☐ 建物 ☐ 預貯金（約 万円） ☐ その他 ※具体的にお書きください。 （ _____ ） ☐ なし ・ 負債 ☐ あり ☐ 住宅ローン（約 万円） ☐ その他（約 万円） ☐ なし			
7 夫婦が不和となったいきさつや調停を申し立てた理由などを記入してください。	----- ----- -----					

平成 年 月 日 申立人 _____ 印

On Conciliation Proceedings in the Enforcement of the “Domestic Relations Case Procedure Act”

Norihiko MIYAWAKI

《Abstract》

Since January 1948, when the “Domestic Inquiries Act” came into force, the social situation around the family in Japan and public consciousness of the law have changed remarkably. As a result, the “Domestic Relations Case Procedure Act” (the New Act) was submitted to the Diet, and it went into effect in January, 2013.

The main subjects of the deliberations over the formulation of the New Act were as follows:

- enhancement of various measures and procedures connected to the proceedings for the persons concerned
- reforms that allow citizens to use domestic relations case procedures more easily
- improvement of regulations for the basic matter of the proceedings, including jurisdiction, agency, appeals, etc.

The Tokyo Family Court conducted various examinations before the New Act was enforced, and has also tried to make improvements since its enforcement. In this paper, the author examines the significance of the New Act from the standpoint of a domestic relations conciliation commissioner. The analysis includes an examination of the issue of transparency in the application of the New Act, “rulings in lieu of conciliation”, and the non-existence of the right to challenge the appointment of a particular domestic relations conciliation commissioner.